（独立行政法人都市再生機構法の一部改正）

第三十九条　独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十九条第四号中「第四条第一項」を「第四条第六項」に改める。

第二十九条第一項中「（同条に規定する老人等にあっては、同条第二号及び第三号）」を削る。

（市町村の合併の特例に関する法律の一部改正）

第四十条　市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「（同条第四項において準用する場合を含む。）の認可を受けた事業計画」を「の事業計画」に、「第二十五条の三第四項」を「第二十五条の三第七項」に、「規定により変更した」を「規定による変更の認可を受けた」を「規定により変更した」に改める。

（景観法の一部改正）

第四十一条　景観法（平成十六年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第四項中「ときは、政令で定めるところにより、当該農業振興地域整備計画のうち第二項第一号に掲げる事項に係るもの（以下「農用地利用計画」という。）について」とあるのは「ときは」と、「協議し、その同意を得なければ」とあるのは「協議しなければ」と」を加え、「第八条第四項及び第十一条（第十二項を除く。）」を「（第十二項」に、「第八条第四項前段及び第十一条（第九項後段及び第十二項を除く。）」を「（第九条後段及び第十二項」とあるのは「第八条第四項中「ときは、政令で定めるところにより、当該農業振興地域整備計画のうち第二項第一号に掲げる事項に係るもの（以下「農用地利用計画」という。）について」とあるのは「ときは」と、「協議し、その同意を得なければ」とあるのは「協議しなければ」と、第十二条第二項」と、「とあるのは、」とあるのは「とあるのは」に改める。

（株式会社企業再生支援機構法の一部改正）

第四十二条　株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第六十七条第二項中「第九条第十項」を「第九条第十一項」に改める。

（ＰＴＡ・青少年教育団体共済法の一部改正）

第四十三条　ＰＴＡ・青少年教育団体共済法（平成二十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第　　号）」を「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）」に改める。

（障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第四十四条　障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号を次のように改める。

二　削除

附則第七十三条を削る。

（港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部改正）

第四十五条　次に掲げる法律の規定中「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」を「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に改める。

一　港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号）附則第一条第三号、第十六条及び第二十一条

二　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第五条、第七条及び第九十八条

（検討）

第四十六条　政府は、新児童福祉法第二十一条の五の十八、第二十四条の十二及び第四十五条、新老人福祉法第十七条、新介護保険法第四十二条、第五十四条、第七十四条、第七十八条の四、第八十八条、第九十七条、第百十五条の四及び第百十五条の十四、改正後旧介護保険法第百十条、新障害者自立支援法第三十条、第四十三条、第四十四条、第八十条及び第八十四条並びに第二十条の規定による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条の規定並びに附則第四条の規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定に規定する基準及びこれらの規定に基づき国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方分権改革推進委員会の勧告に即した措置の実施）

第四十七条　政府は、旧地方分権改革推進法（平成十八年法律第百十一号）第九条の規定により置かれていた地方分権改革推進委員会による同法第十条第一項の勧告において、地方公共団体に対する地方自治法第二条第八項に規定する自治事務の処理又はその方法の義務付けに関し、具体的に講ずべき措置が提示された事項及び見直し措置を講ずべきものとされた事項のうち、この法律において措置が講じられていないもの（他の法律において措置が講じられたものを除く。）について、できるだけ速やかに、当該勧告に即した措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣　菅　**直人**
総務大臣　片山　善博
文部科学大臣　髙木　義明
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里
国土交通大臣　大畠　章宏
環境大臣　松本　龍

国と地方の協議の場に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年五月二日

内閣総理大臣　菅　**直人**

法律第三十八号

国と地方の協議の場に関する法律

（目的）

第一条　国と地方の協議の場（以下「協議の場」という。）は、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施について、関係各大臣並びに都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長及び町村議会の議長の全国的連合組織の代表者が協議を行い、もって内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第一項第三号の二の改革の推進並びに国及び地方公共団体の政策の効果的かつ効率的な推進を図ることを目的とする。

（構成及び運営）

第二条　協議の場は、次に掲げる者をもって構成する。

一　内閣官房長官